連城叢書 三十四

特別
イ 4
696
134

目録

一 松平越中守殿御心得書
一 同人若年寄中江之申書付
一 御同人 右筆江之掟并ニ御心得十五條
一 同 老中心得十九條
一 同 楽則楽戒
一 同 上相模白川老中書 家田虎
一 同 嵐の竹風
一 同 志をまつゝ 柳欠
一 同 御かしめ草
一 同 御書付
一 同 禁裏御造営ニ付御役人江申書付
一 鷹山君 姫君ゟ之文

小寺玉晁文庫
696
134

○

松平越中守殿心得書

某自分ニ申きかせ候趣

[illegible]

二ッ有[illegible]善[illegible]孝[illegible]行[illegible]辭[illegible]
信[illegible]夫婦[illegible]道[illegible]
[illegible]義[illegible]外[illegible]
[illegible]一倫[illegible]夫婦[illegible]
[illegible]石[illegible]武[illegible]
[illegible]百性[illegible]四[illegible]
[illegible]士[illegible]農[illegible]
[illegible]武[illegible]
[illegible]出入[illegible]武[illegible]
[illegible]自[illegible]
[illegible]金銀[illegible]書[illegible]
[illegible]金[illegible]

[illegible]自[illegible]
[illegible]長子[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]天[illegible]
[illegible]天和[illegible]
[illegible]

金銀の用[illegible]月[illegible]時は[illegible]の道

[illegible]

[illegible]家の[illegible]

[illegible]上[illegible]

[illegible]

[illegible]天[illegible]

[illegible]入天[illegible]

[illegible]

有徳院様御代に至り[illegible]

常憲院様[illegible]又昭[illegible]様[illegible]

御[illegible]天下[illegible]

[illegible]

東[illegible]

[illegible]

入[illegible]

[illegible]天下[illegible]

[illegible]天下[illegible]

[illegible]

本[illegible]人[illegible]目而[illegible]治し[illegible]
二の[illegible]戴[illegible]家人[illegible]而[illegible]家
[illegible]
而[illegible]人[illegible]而[illegible]封[illegible]
論國[illegible]
[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]士
[illegible]義士
[illegible]
[illegible]推[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

人として身をたつるには先学問ハ少年の時よりはしめて学問と云
物ハ只むやみに一通り読ハ書を読みても古の聖賢の
言葉をよくよくとしらずしてハ身の上の事とせんハ何かれハ小学
書近思録の外にも熟読いたし能分別ハ又能わかりとも
おもひ其後随ふ事なく一字一句今日の上に行ふ事を得る
をいきとおもふへし其外の学問といふ事ハ古今の書籍
あまりにおほき事なれば読尽さんとせん人ハ精力もつくべしハ
小学四書近思録斗ニて読尽ぬれば夫にて能くおもい其外ハ見候
読書の事ニてはこと千万八九千の人ハ多く覚へ候
ものにハ大学論語ニて足る也又一語ニても自ら熟
読いたし候へは人ニ教へて学ひ同事ニ候学問
少文字ニても能一日なりとも命の有内は
道を修めて其身にて生する甲斐の有て百年く

三谷命にとも先学問する人も道を守りて何の益
きる事にて候されハ志ある士ハ勤学油断なく修身の候
一 忠孝父母にハ孝を尽し兄弟にハ友悌をおもとし朋
友には信を守りまことを以て万事中庸に候
に付生に信を以てとしく人の性に備りを被ます故本ニハ
隣藤を如へ中へく人を見るハ行要に候て我人を察し
右中の学問にて是ハ聖賢の書ハ皆見るの論候に
くにあり古を法んやしはに及事ニ候

一 学問を得ずしても忠孝を守り候て一言一行も
古しに違ハすして詮候ハ其中ニ忠孝を守り候へと
中ハ口に備ものハ其身に礼を操り不以至ニしくしらる
候句に化治道へに人の患難を見捨て甲斐なき事
於母事能勿を上候の儀しきに物候兎も角と言

義の為にもさたしく恥をさらして首を刎らるゝ
ともさらに為しかたハ是死を潔しといふ一是も
引くべきに後悔をまんしても其死所のごとくし
浪私意をもしく物の象を知る人に惜あるを云浪
也士といふもの平生心をかくのごとく日を送りなく
然れ古人も云ひて辞世並死に臨ては

一士ハ本ハ色にて後と嗜ミ人物兵法を学ひ立居振
舞に潤色として物色変の士の作法よくハ勢ひ少
しも若後ニ而高代の士分にて兵法を得しなる偽し此次
元気ありさらしく世俗の如く立居振舞ニ而見苦
少しの尖きも戈智に他を自侮ことして兵法ハなぐさみ
ハ却て初心ぬと思へしてもかね振ひ満るもの有
てまた間割充切りて振子錬に執続ひ能人物て

化しするも有て其品にかくて変しにて物兵ハ皆同様の
人にくして相の人も智者のことかぎりて無覚に然にハ物
まで似合ニ当カりま首尾へも役々盛にハ係ることを支て有
少く若勇が見とてもの名利の欲にまよひて内ハ弱よ
り更て精を出して物ごくにも主君へ形如き人御く振に
も尽へ物兵元来海人にくて一筋に後悔をとするもんなる
くはれ大事に至ては必ず揮振るも見合にま実の
武智きわまるに一命を捨るるもの用に立中ぬるハ
強もよふてとも恥ところ出切人ふくハ大きに敗
れの始にして凡城ハ周公の才無賞を当ねともと用ひまれ
重に必ず好んて又世に錯操人と称へられたにも侯乗
弱にしてな智とかくて礼法も必ず言ちにつき立し
きすハ騎ひよくて酒宴相興に日を送る事なくにて

これなるゆへ愚痴人物と雖ども猶は、其の侍人ようは
ましかれとて恭敬を破り申事は同じ事なれ
ば向後の人々に似合申まじき事也。嗜は

一 家中の士別して礼儀謙退を守るべし。昔文王鎮
豪勢をも侮り給はず、何程微少なる者も理あれば用ひ
給ふ。其故天下を三分にしてもち給ひて聖人と也おはしま
せしとも兵に非ず。ましてや文士以下の者は猶以て微賤しき
者をも侮る事あるべからず。仍而諸士は何も謙る事は勿論
財を出し給金より少し軽き者も見下すべからず。それは其元別
来なきやうにとも恐れとく炎きに恭りけく莫
と離しめ人を侮り申儀は浅ましく仁道に背く者
道は余念なく其上下にとも上下〔へ〕も〔ま〕とへ
うかば何程位別の違ひ〔あ〕るとも、礼儀なく上へ此へ上り

申事同体なるべし。一旦も二旦も辞退に及ぶべきことは、危
き前をもすべて路次を通りすがりは、方々人とすれ人は
方をよけるべし。然に若き者の仕方多くに任せ或は時
の威勢に随ひ、小身なる者に対し不礼仕事あるべからず。古
よりの者は、諸事にすべて謙るべきにもあらず。しかしながら見逃
とも笑ひ、かば其程別なる家風とも、しめしかたの事に候
家中の歴々に猶更の事也

一 当代士の風俗質直朴素の気味をもって和やかに見
と驕りて当代のやうに侍多しかる家風列に伴ひとみせ
又下々までに対しては一入当徒に礼給ふ、家老並諸侍
余程若きなる候へるは、文も士の作法に叶ひ申す事にあって
然るに士は分限より身を引き下る謙退の仕方第一に遊びに
候とあるべくは、然れ共ここにて当時は士と生まれては恐茂

扨町人百姓ハ民の下の罪人のごとく取扱族ありこれらハ
論ずるにたらざるいやしき輩也周公旦ハ賎
者といへども用事ありて来る時ハ沐を捨て対
面し又ハ髪洗ふ時来れバ髪を手に握りて出
むかひ食事の時来れバ口に含食を吐て出て応
じ握髪吐食の政事といふ周公旦ハ幼き天子成王の
後見君として天下の御政をなされしかとも驕りを忘れ
ぬ所にかくの如き無道仏なる振舞なかりしとこそ況や
少しの不常をしんこう所とせんハひとへに井く
門性なくバ昔も和漢ともに世の人を讃く見人情を
能知るものにきらへバむつかしく思ふ人やある
者が衆にかゝる者ハ諸事無道仏に陥りやすきに
つき候ハ

一昔孔子の門人に子游といふ人魯の国武城の宰の役に
なりし時孔子ハ子游に向ひ汝よき人を求めしやと
問ひ玉へハ子游いふに澹台滅明といふ者有り此者ハ
次とりて心持よろしく近道をゆかず公用にあらざ
れバ終に我か家へ来らず是誠の賢人と存候と
云しとぞ古人の風俗大かたかくの如し然れバ此
等の子游ハ滅明か心を見て正しく大根にして才の
役人と求めて其者をさとりもとのよき人に語ハ奴
前にハ今の世にハ絶て是ほどの人あるべきはずもなけれども
根元の者ハ又人の心を能く知つて下の者ハ家方へ公用の
外何事もあれハ不敬に思ひ屋ぐ流石孔子の門の高弟
ときく何事も政事ハ先も人をもて先とし孫子まで
一つの徳の直なる心のほどを志さるゝめでたき事なり

の言思浮薄を好候ニ相成申候ニ付來輪治と號て
此所より盛ニ候押へ候ニ来る家臣するものハ家老用人を
初役方の者ハ百姓を説なとし諸士ハ滅ニ付と申ニ
一口役ハ此三年當人引而其所に而候得方の
書信ニ一家親類の人ニも是ハ格別ニ申付候而其所ニ交ハ
手文より深く御用ニハ少ニ而も申付候而召抱曲ち
まニ而中付ハ此段共ニ而中付候ニ付心ニ而応印候へハ
らひ候ニ付来る勤り人と撰ニ而申候ハ礼節の操向く其
其の平生の行ハ之考へ在忠と定るハ家老候得
するとの役ニ而其より依怙贔屓ハ甚信候ニ而無之
候得とも万一依怙に仕方有之候而は法令を背之の
中ニ候

一 商附士の吟令ニ等なしにかよひ候ハ礼法不正候

もなき事ニ而其内ニ而も宜しく書り又ハ人の嘲笑ニ
文勤或ハ辨狂となし又ハ小說ニ係候ニ而も言ニ而
候族有之候ハ呈ニ而も尤しく侍の紀法ハ少しも無
之候士の交りハ礼法ニ正しく一言中ニ而も候得ハ流儀
を猶とかまへ多くハ古書の文意不寛く義理の聊も候得
とを好ミ依物ニもあげする所といきは左様こそ専之
候義ハともかく石ニ安き交といハまことニつつしミ苦労ニ候
る候ハ格別ニ而上中下も法度と心得之よくハ先刻
あるへき事ニ候家中ニ士之吟令し是ハ万一之場ある
るへく候

一 家中の士武備を忘るましく候ハ武備といふハ分限相
應の人馬ニ而も其武具の道具を所持いたし剣術ニ段法の
破術も不案内ニ無之様稽古ニ而もいたし候而油断之道ニ所

どふ治ものくおちすり程なりし御寛ハ治ハ出用ニハ不可
く乱ノ後ハ軍法ハ必く治後ニハ大事ニハ今治世ニ
おいても乱を忘れぬとありハ軍法の法令ハ内に定在
是ニ為ハ平生防なし戦功ニ備へを失ハ宜しく根ニ於ル
協り之くハ武術を嗜れすハ平生のなしかたあるへく
常体ハ在るもりさうし算立りる志らも其にの多き
事ニハ縦ニ家ハ其武術を忘れはとも少しの後
ニも其おもハくと出し死する事も皆さニ死をうく無形ニ
是へ以其を出しはなけれハ血気に浮されは気遠同前ニ
以て勝ハ武士の嗜とやかましく人ニ有りうる仕形ニあるみ
ニあハ出身ハ勝れハ能士ハ姿も物言も則ちうもかなしのみ
出入ニハんとかち事ハ大身の志ちを可いとへうし出事く
人むかくれる根ニ見へハ物とも死志へき功ニおもおるくあ

血気ニまかするものニなりし事も識られなハ一旦ハ血気ニるかハ
下扁も死るかとひこるは功ハまりて士の死ぬるハ体し
りきする事ニハ究竟也とも先志つめて常々の存将のよふ
よ御もせきとする事ともなく一きハつきよく是事ニ然
士の究竟の人一篇と遠ひするあるはあかし元禄の比浅
野内匠の振舞をかりしニまさニ一時く吞る主殺君家
の大方三分あらく可止すつらハ若く而能ニ恩をわすれ節子由吉
人の為下治次よ迷ひしハ若人多々り由かうまされ先達きの
伝説言ニ命を捨するハ稀ニ之へき為之ニ至用一人命
を塵芥よりも軽く多くの人の縦けてを救へしむれ
内匠ハ上ニいふへうしハ奉ニも諫を取立て小禄ノとも
と殊ありとも恨らくハ殿中ニあるを刃戟を振ハしめの諫

丸立なひし古法を常に用ひは是非なし武術にも無き
事のところ能合点すべきものや
一 家中の士常々寄合の料理同じく定まり有り一汁一菜
丈なりとは廉減に一するも法ハ無く塩梅して五合せ
能き所業ハきのこ挨拶なしおもし万事にも古の寄
合抱ひはハ古に親にとも為めおもいくとの見苦しき節
て混り態もあ汁にはちそうしとやかに事ての犯筆胴ハ
く急にて食の恥ととし申候一の中に御前時の訛をとく
料理によき入れ之物好みよりあきとたし候ほど覚し
かる物の為にかかはら物ならくは音小添時もある夜草の
宣時を呼ちかにありしに夜更すせハふ明のまとる
私宗ししに跳子も盛肴を之くも自将出汁と稍
りまへんとそうくしけれハ中色し如るし何も皆ハ

人ハ誇り好みもんまりなりけり何もあきらと紙端して
あるりとも倫しく盧外の椀に出したに味噌のおしけたる
とゑかしくさ覚ひまくたりあれと数篇まなし與に入べく
被られしに吾田の余好みつれしくいなくに入へすり済ぬ
天下の執権職にあり民物に恣にして無道なる是非
あき詩術に覚へハ出世に何すり味噌とおもく法と吾
お今時下高き人とも勿論之これとして今の世に比かハ世
給まま抄子定飛と知人あるらんものとも家来に好む
事には
一 家中の士諸役を好むへからす武芸は馬乗太刀刀を用に
立とするとこの仕候抜仕立ハ持ち廉れこの仕候まじくして
常衛の衣服は人並なくも分相応に廉相に紙する
儀ハ無くしては但半袴に付る衣類の式ハ別紙に定め在候

一諸士ハきまりのに今の世衣服なと奢り増長して上る
位する人ゟ遠慮ハきいふ古此の人きハ高家ゟなしい
ぶりにさ故に示されハ示見を制せんと思ひともかくし一統
なれハ衣裳等というふ事をせず候ても示ハ家中の者井
を制せんの事とするく今まて示し今に至りて月
上下の衣裳等出しるいわれとも示に其後度々被しめ
織木綿合羽雑用せん事を推察しく見をならせ成
ぬなり

一権現様御代ゟ今時の有様を考るに直々に和に用ひ
さる絹紬天鵞絨羅紗なんと　御條目にも有る織
出候見まく交ひの定にありし事に初弁にもあし見此
制せんとされハ此船の過風ハ入船の外風とせんに至
彼に出るもハ見に悪政見に致せんとされハ彼ハ悦

あり様にて衣服ハ示をもりて殊に紋流行の上にて此に此後ハ
示に一家中計の事にて候と制せられ示し

一衣服の事あまり好まる事にて半見風なる衣服ひ出しハ
見え候様に紋する事ハ無くして但し衣も分限により家の
大小ハあるへき事にて候

一衣食住の外武士ハ武具馬具ハ勿論のこと心かけて茶吋
ものゝ為にも常に用ひ申へき器物ハ格別の事なり
立派なる結構なる物ハ一向に入らぬ事ハ申に及はすして茶道の
物ハ目にも不仕候ても是ハ其他に至るハ掛物茶碗茶入等
に至るまて集持して何の役にもたゝぬやうに有るへく

一家中の士侍は自分鎧甲並に諸道具分限相応に
し所納の分量を積りいる金銀のまひ程を加減
させ度事に候事ハ親類ふに負弱かるもののなきやうい

役人ニ為て諸方の出入の内ニ国三行ふハ此ものの為尼候
ゑくれ候ハ所ニ取ニ而自分て役人ニ何無成為によく語
自分勝ニ夜ニ而己の所ニ候而参(?)て侍ハ其己ニ所ニ而夜て御
ニ而儀(?)ニ不調ニ而ニ其取ニ而取扱ニ而取候ニ取ニ
し先へくハ其内ニ而不悪ニ而夫ニ而も出来(?)さし儀ニ
扱しやさハ是又格別ニ而夫ニハ其(?)ニ其時ニ当りて
相模ニの役ニ

一 古より此民とて天下の人を士農工商の四ツとて三つに分ち
其くニ日本の職と御中にて何ニ農ハ耕作
つとめ米穀野菜を出し工ハ様々の器を作り様々
を携へ或ハ海とありく穀物を作り商人ハ諸々の物
を売買しよく妻子一族を養ふ此民の内ニ民を
天下の用を足し残りの一民たる武士ハ立せ申候

何を職と定め候ニ提ニ月を清浄と云月ニ以て物を今
出さしんの中にハ侍の為責とハ只ハ義の一字を責ニ
ハ家職よりくハ此義理と申ものハ見もなく香もなく
声もなく売買に此所もなく責所もなく彼三民と事替
りて而る人々ハ為かに見る人を定め申すれニハ三民の根ニ
若此義理の節目なくかりてハ人ニ廉恥の心なく
為り立ニ嘆きニ乗様め自ら恥る所もなく
終ニハ子も親を親とせ此末を主とせ此後ニハ
大乱ともなり以ひ申候夫故士といふものを以民の上ニ立させ
義理といふものを守らせ無中にも是か士と云ふ物
化物を作りもせ此細工もせ此物を売事もなく平
生をつくらぬ人を養ひ共食ひあつて居く事やうニ
居として何をとりへニさし何職なきといふハ其

之助を職としては文と権威まても古来町人と押
下げしともかれら思ひ致ひある事は士の職と去り
利の為きれなれば御身も今時は士とし公儀まくく利
欲に耽り漸く金銭を貪り町人の如く利し同じ金と申
付権柄を以物を押掠め申すものは或は馬を好み或は
鷹を好み身を好みても有し時の利を心得なきはなれ
ども百姓納米の仕方なるこれは公貢の冷役に及ばれは
又それ故とこし程あるべくもとも大根を作り備ふるをもつた
しく人をこまら乏文とあらは論文に付く才ある
根まで多くいよいよの人常に利害とのみ勘弁ゆゑ
しは事へ義理の方よりは心淡き物なれば利まくも害
まるもそこは心を遠くしく一の所に志し○作る抄
いかなる事に義理は立ずやまれは義理にさしとき

ものは利欲にうとく利欲にさとき者のは義理にうとく義
理にさときゆゑ士としく利欲にまきときゆゑ町人とは士と
しく利欲にさときは一向のものすなはちのなくれきを嗜
理にうとくせしとて推計られてはもとより利欲のまで
権は世事にとて言人より権柄切弁を以て日をものはす
あらはや町人とは申し技柄切弁は一統も世めは治貨
とふれを離れくにおしく存知らは仰の利仕行の
設け方く今日を立つめ一段の所と一浅に戻百文の
品を百文にうらく仰せも今日なら立られぬりの利とら
く仰せに一級と思へのみか是にたくらへれは士である
うき利欲に迷ふは高れとひとしく心やすとは石的
さくは昔公役休といふ御番につく了時もこ庭にまくらす
蓼を喰く猫の外食味に覚へ了しかにまさる庭の蓼を

に義理を捨て又仕の女の織し布のうつくしきと
見とれたる女を迷はして其織を挑すてあるまじく公儀体
中にはさもいふものゝ細に部茶をこしらへ機を織りて
くされてはなき人はなれしく竹をかはひ利をとりて
ゐひとせんやといふ武士の音重の執権として
て主人より禄をもとむるはもとも民を利をあらそひし
事と増もなき支とものはずく禁ありとし今の末の
家来の面てはひは家に支ことに重恩禄をあてへる物は
ことに利を貪んとするは人がたは家に仕への百姓
町人へがましひしく中付ありはよりは又家来の
その上も甚く町人百姓と見下し覚悟せるもある
中付のは之は利欲の為すに捨て慮外のふるひを
励し下々に対し行の寛急を望む事あるべく

公儀体の旨を慕ひこのかには好文学数をなししかて其
しく利欲とやかは今後に限らは百姓とて見より求め
は利欲ふかは望へは何し化するかと是をひたる私の
るまゝに自の道理を見たりとは一家の上にある
たとへ家の道ひのかくし又とも年ごろ君子小人王覇治乱の
さかひもこれより別れなは末の一万里のあやまりとなる
中にはするによつて道理の弁へなく先賢と妄言を
論しあらがひしはこれをたり要の為に治乱し忠孝は
ことに万世も書を読て其道理を惟りて違ふこと
の著して重は其本論と説明治とは今を見る
父母兄弟妻子の喪後の月数の事をとしく親の
罪を押隠は未に郷く存り不孝及文と妻しくは
重いそれを見て彼を等油る不道へと厳
し

勤むへしと家臣父子に至るまて宮仕怠りなく
補佐の役儀を仰付られ不肖の身なれは朝三暮四
寝食を忘れて千辛万苦推察仕へし家来中にも
九牛の一毛なれは月頃日頃なれは自ら切琢磨すへく
道をしと立へしと云々

一 天明八年戊申十月
御心得之ヶ條並御心得之箇條
白河侯松平越中守定信撰ニてまつる
文武之儀は道之本とす 文武兼備あるへき儀は申
ハ何とも申候上ハ武儀なる事ニ候共武職ニ相立
難き候得共
上ニハ御官位ニ而候得共 征夷大将軍淳和奨学両
院別当源氏之長者と申兼職ニ候 征夷大将軍ニおわし
一日も武備を忘れ難く候 両院之別当ニおわしは文道を
忘れ難く候 御職分ニ而成候上は何れも御心懸可有之候
一 御代ニ而ハ御上るくの為ニ候と存候
思召の節ハ上るく為に候ハ
東照宮の御神徳に為に候

一東照宮ニも世界御平らく可被為在御儀ニとの
御事ニて可被為在御仁心の段より天下大ニ乱れ生民塗炭
ニ落候を可被為救太平之仁の御徳ニ可被為在候付天下人
民万年帰伏仕り天下を御平治被遊候より御平らく不被
為在候得ハ天下永久ニ御治経被遊候事ニ付再在て
勅命ニよつてそれ経ニ御座候も御平らく可被為成一万民之御強
御崇難よりハ可被為成無候古人も天下ハ天下之天下一人之
天下ニあらずと
禁廷より御鈴ケ可被遊候御事ニ御掛候得ハいかにもめでも御自
身の御と思召ましき御事ニ御掛候将軍と可被成天下を
御治被遊候ハ御職分ニ御掛候御気當　上ニ可被為在候ハおの
つから御仁も可被為御政事ハ臣下ニのミ可被為　任まつ
天下の為ニ御身ハさしおかれまし候御後落て御慰遊ましきのミ御心を

用ひさせらるべき哉ハ上よ可被為在候ハ下の御盛風ニ靡き
まわりよりよくも思召付せられ候事ハ尤も宜事
とのミ思召ニ御ならせ被遊候ハ御和合も御返もニも絶御押付
可被遊候御気怒て御奴隷之御當罪て御其沈と二篤御
其怪て変る御人て御と展可被遊候ハ可被為在是変御事
想る怪しき御事職分ニたりひ御治ハ一身ニも御可御当
第の御身上ましく　御職分ニ背せられ候ハ御害ニ而も
亦重く天下の患ともなり候ひ候事なれば如く成れ
一小事なるそりに可被遊候事なきやう事もく御油断可被遊古
き事御緑ニ可被為思召捨事御ニ可被遊候ハ可被為在
萬安ニ事
一山ハ北よりつきあハ根によりて以て立候ハ顛倒上ハ下あつて
より安く候民ハ天下の本ニ御座候得ハ想ふ下賤のもの如く

孟子離婁下
文王視民如傷

おろそかに不思召稼穡の艱難下民の疾苦を御思召
を視る事如傷の御心御忘れ被遊ましき事

一 上ニ被為立候ものハ御才知聡明ニ被為立候ても凡人の聡明ならハ
自らの道ニ御暗く被遊候而明智ニ而ハ下と御争ひ
被遊候儀ハ被為立ましき事
常々御聡明の儀御心ニ掛被遊候而おのづから御聡明
も御晴れ被遊下ニ至迄被為立候事何事も御手ニ入不
申様御聡明ひとへに被遊候ハ、右ニ付御聡明ニ被
思召候得ハ猶御下情ニ被遊候事

一 万一ニ被 御聞届候儀ニ被 御付届御身の上ニ思召入され人情
所存被遊候上御実正ニ被遊候事

一 たとへ御好悪の御心まゝにても下よりハ申上かね候事ハ御尤ニ被
又ハ御せまりの節又ハ御物事も御為ニ無之節も申上思召を字願

中上候儀ハ御引立ニ可被遊候事

一 表向之儀ニ而も大奥向よりおわけ候儀ハ御取用無之事
所詮御好みニ而御立候而も御政事向ハ御偏頗御儀御見
操ニ被遊候御事ニ被為立候儀ニて被遊候事大奥向并奥向
御道具等も御政事向ハ御偏頗表向ニ而は儀ニ懸り儀無之様
可被遊候事

一 所詮惣ニ而も御義俗ニ思召も御倹約向御世上ニ而も
能被為付御威儀御尤艱難ニ付常々ニ御気を付られ万
事御充実ニ被為立御国御相続創業ニ被為立候事

一 君父と御なさけ御飲食と被為成候御身の御平生の御心
を御身一の御事御病身被為立候ハ天下の大任ニ御堪難
被遊候ニ付御養生被遊候ハ無疆の寿と御保ち被遊候様
天下を御治被遊候事 皇天及び禁庭をも御勤

御先祖様方々御高ハ御座候ニて被為治御歴代御代々御定之被
遊候事御事も度々之儀ハ被為至候ニて被遊候御事ハ一ツの御定
則も天下風俗の御手本ニ相成候様ニ御心得候様ニ被遊候事ハ粗々之
御儀ニ付思召候て被為在候事

一 学問之道ハ御表ニ而被成候御事御老年ホニ被為在御座
候儀ハ御表ニて被遊御様ニ老中ハ勿論御役人ホハ御役ニ被
召出御役務之儀被仰付風俗人情時勢又ハ古今異同を
御弁被遊候所ニも其人之御尋問ニ可被遊候事

一 御学問ハ勿論御尚書御記録御記候て被遊候事御学
問御武芸之上ニて被遊候事

経書ハ勿論歴史等御読ニ被遊候てハ古今の事
人情時勢之儀御明ニ被為在候ニ付御事ニ相成御気
被為在候中ニ御心得御見聞被遊候事 古今時勢人情

おのつからして御治安ニも御儀ニ付を御心得ニも被為在候事
其儘にして御治安ニも御儀ニを御心得被為在度御事ニ御座
候経史ホとも御廃被為在候ハ治安の道も御暗く被為在候儀ハ有之
被廃被成候との事ハ無之御事詩文等ニ読ミ候御儀ニハ
学問も宜敷く御学問ニハ御似合之儀ニ御座候 古と好
御と申ハ道の事ニ御座候様ニ御規矩ニ付候儀ニ被遊候の
候ニ相成ニ御読ミ御事ニ付偏ニ流レ候様ニハ無之様ニ御機の
儀ニ鎌倉室町又ハ異国の制度とも被為移御尚
政之御制度之御成御修業ニ不宜筋之儀ハ御無用之
事

一 御政道向御大切ニ被思召御代々の御作法御繁昌ニ被遊候事
きの御事

一 天下ハ公も年ニ御儀ハ公も万々ニ被為御沙汰被成ハ勿論

御座候ニ付猶以堪忍被成候様御安心被成候而者御安全ニ候ニ付而者
立候ハ、萬治之御事ニ付猶以一日も御安心被成
東照宮之御艱難御歴代様之御苦労を被思召右之神
慮ニ被為叶候様ニと被思召候ハ、御先祖様親氏公以
御代々御並無之御武備与 御国を被為 與ニ御座候
乱世ニも厭懲ニ付猶以御並無ハ別而文道ニ文武ニ被為
御座候事ハ国を被為様天文十二年ニ別して
東照宮被遊候ハ、御代年を御保ちニ被成候事ハ
一朔日之御事ニハ若之御代々之御備御座候
東照宮之御神徳ニ之上ニも安中安穏ニ而御筆
神ニ被仰付候忘却仕ましき御筆ニ付
東照宮ハ八十六歳之御筆ニ付被成御幼稚之時ゟ御家
被為成御艱難被成永禄二年ニ十八歳ニて大高之城ニ

兵粮御入被成候より元和元年大坂落城迄十七年之
間一日も安き御心無之其長の為御苦労ニ被成候事
御思召合被成候ニ付被為立候事
一東照宮神慮ハ則天下太平之為ニ而人々も騒乱之仕合
神慮ニも有之候間其上ハ諸人之不生民不幸之節而已
御様ニ成候御座被成候而御飢饉ニ付被成候事

天明八年戊申冬十月

凡十五ヶ条

右命以受之撰仕候也

松平越中守

樂翁侯一代畧譜曰 天明八戊申九月十四日
御人捐奉御前御字文何冊之御為ニ被献候由

右調ニ而委細之書面ニ而役々人相勤筋ニも調候之上御
右同役并ニ奉行ニ詳ニ演説致し候ニ而相済候ニ付相認
御説之上ニ而御申付御例被仰渡之上申出可然

老中人相勤十九ケ條

一 老中之儀ハ天下の事ニ付而も重き御役柄ニ而御政道相成天下之治乱ニ拘り候ニ付万民之為ニも大切ニ御座候ニ付而其人相勤候者ハ文武之道を以ニ而御政道相立候様ニ仕候儀ニ御座候

一 御当家ハ物のつまり御当家の御制度有之候ニ而御座候天下の御法令は室町之古風ニ立戻り又ハ漢土之制度をとり候ニ而御制度之智仁勇を兼備之上ニ而御座候得者御中ニ而ハ其人々ニ依之深く思召之候ニ而風俗時節ニ而変化ある事ニ御座候ニ而御評定ニ而可然候以ニ思召を以御政道相調御尤之御制度之儀ハ廣大之事ニ而御座候を動かし候ニ而難相成候

一 海内ニ充満仕候ニ而治乱を考へ候時ハ

一 諸兵之儀者油断致候時ハ危[illegible]ニて有へし
町人[illegible]山海川沢御海岸所々割御見廻シ可申
定合之入用武具并ニ船シ武器兵粮塩噌等御備
[illegible]之事ニ候事

一 近年御倹約被仰出候ニ付諸国[illegible]米穀田畑等之
油断致間敷常ニ相[illegible]金銭を出して米穀
を[illegible]江戸役所[illegible]之費ニ不而用之
御備[illegible]町役人家業ニ心懸可申事

一 町人百姓不残ニ至迄あわれみ可申事

一 小事たりとも油断致間敷事

一 古き事ニ縁来ニ沙汰致間敷事と[illegible]沙汰可致事

一 手王之[illegible]油断致間敷事

一 不定風俗と時花を心持[illegible]縦と附之[illegible]心持可捨

十分可致事

一 御仕置之[illegible]候御定先例之[illegible]儀ニ候事

一 明白之[illegible]を被[illegible]儀ハ[illegible]ニ付御仕置之
究[illegible]之[illegible]事
[illegible]と[illegible]御政[illegible]御費[illegible]人[illegible]叶[illegible]之
[illegible]法難[illegible]候て有へき事

一 山[illegible]深く[illegible]古風
中[illegible]減ニ[illegible]ことなるへき事

一 [illegible]たりとも[illegible]ハ[illegible]不敬御心得
[illegible]言[illegible]て中[illegible]諫言[illegible]
人の中[illegible]之[illegible]

一 [illegible]可致事

一 [illegible]之[illegible]之儀ハ[illegible]事

節代の気儘に言こいふ文字笑ひ味をかり一揆發乱等の事
ハ御吉易を増長して畢竟文字言之起る風説不穏に
不届至極に候武威を貶しめ御奉行所を侮る様に候
一 御役人ニ至るまて何れも御役人衆御奉行御用
其の故障ニ及ふ事不少候間役人共相守り新規ニ役ハ悪
一 更に容易ニ相成候者日頃怠慢役儀任せ致置き候時ハ
言上ニ上町之支ニ町方御見遣ともよ何ニ申出候ハ万
ニ取其ハ御用向ニ取扱を心得候更ニ存する人への也取扱申
一 御倹約相用候事ハ上を慎み華奢を止め取を遠ざけ候
者ハ同様ニ而百姓ニ申付候下々を捺へ立を置し
申候自分ニ小利を以而取扱ひ申来下を損し候
患と成り候ハ向後役目取扱ニ付ても新規異見を申候
諸芸の儀をこるにて人心を乱し候儀ニ付而已を

吉田を差し人心を乱し候ニ付申ても下と利を争ひハ
役候まじき事
一 権柄ケ間敷儀ハ決而意趣を挟み仏の様に取計ひ諸事評判とも
付候一己ニ心覚えもしたり刻柄ありとし人とも見下し下よ
り申出候を無言威を以而言上てし其をもちゆ下と
智恵をくらへ申す下々威権を以而相居を為しよ候
義又役ましき事
一 家ニまたわりし其心を参見申しき人ての御役を頼花
役ある者一と語役人を退きあしく退んと用ひ
可申
右等と心得て平日の心得評儀ともも不苦哉ニ一段と
決し又ハ親類知縁の中にも同役ニ差支相障り又ハ
其ハ別而仲間を相頼ひ又ハ己の情を空ニ致し候て役

とも御役の上に候ハヽ所存ニ媚ひ謟れと見へ申候さ迄
主役ニても何分申述候儀も有之候とも又所存ニ不相叶候ハヽ
を不礼無之旨又ハ悪説ニ申候正人ハ道可宜道を塞
き申候主役之者も守候事勿論之儀ニ候
一 大目付ハ元入念候事取扱申候事を取捨いたし候又ハ大目付不及
御目付ハ役中ニ於て諸役之上を見ハ之用捨を致し候ハヽ不埒ニ
相成候事故役柄筋違ニ申候
一 下々悲訴之儀申上候得共是迄御沙汰無之候
裁判非義之事申候事有之訴方ニも不行届之義又ハ無理筋
訴出ハ少々之義も之分ニ説を非義之様ニ不致下々の悲歎無之様
ニ能ニ致候儀ハ公論ニて御座候
一 被仰渡之事候とも事ニより弁候得共可申上下ゟの一統之大
老中之申談候儀ハ何分無之様ニ御座候又ハ評定之上之仕置御聞も

我意と存候儀も御座候を無之心得候而も所存を取計相応之
義も有之候処役儀之もの共之申立候処ゟ御沙汰被仰付
有之候儀も御座候ニ而候事ハ左右ゟ申上之候品も之候ハヽ
御歴代様之思召ニ相叶候儀ニ付て御不都合無之様ニ心得候

天明八年戊申十月

右之条々
各存寄可被申出候也

松平越中守

樂則　樂莽君

仰不愧俯不怍　政和年豐　宗族歡和　子孫孝敬

廉官不贖　荒政有備　撲直老臣　易良俊童

閑場觀壯士演武　延學聽才俊講經　居易聽天

安分知足　覺無慮　寢無夢　會心處

忘機時　講得方得　觀戒補過　大賢格言

英雄偉績　山水勝情　良辰美景　展畫臨字

明窗淨几　吟花步月　靜座焚香　散步弄笛

小酌微醺　品水試茶　早起聽鶯　夜談圍爐

南軒負暄　北窗高枕　花徑葉蹊　移石引泉

開林洗竹　灼艾驅二豎　出浴風小園　見昌穴木梧

不飾　山有野蔬隨有　生君十丁國　逢太平世

尊康便款　立君進朝

樂戒　同君

多言　驕人　傲慢　奢侈　苟且　怠惰　大醉
舞酒　強勸人酒　近小人　聞人論談　論人言行
笑人鮮貌　談人閨閫　犯人忌諱　議國家政令
說官長賢否　妄議朝廷　論空理　談天文
地理　講蛮夷書　語淫艷事　自逞能

上相君白川侯書

西郭弟子之臣信濃家田虎誠惶誠恐頓首百拜謹
言相君白川侯閣下臣虎聞為人君者決之使導為民
者宣之使言故堯有衢室之問舜有告善之旌禹
有敢諫之鼓湯有總街之庭以觀民之誹也詩曰先
民有言詢于芻蕘古昔聖帝明王雖鄙賤言也其
不棄也如是矣而況賢者之言乎是以周公之相成王
一食三吐哺一沐三握髮猶下於白屋之士斯其見於
求賢也竊聞相君好學問而志乎古之道善言必
見聽忠謀必見用然則雖鄙賤之言也其亦將不
棄焉而況於賢者之言乎如臣虎者固非以為賢
賢者惟相君將不棄鄙賤之言乃敢竭鄙情以謹
白之於閣下臣虎本家田行宜者受業於室生謹

退請郷里亦以教授為業以故臣亦少小而學乎仲尼
之教以志乎先王之道而二十年前遊於東都以來總
觀世之變態內隱而外揚大徃小來則風俗發意散
而學問之道不行適有好論書者與唯事乎辭辯文藻
而務於實學者寡矣也則衡門之士至如寬者亦歎嘅之
久矣而盛衰之運消長之理否泰徃復
國統一新而及於　相君當　国也乃小徃大來披茅
茹以其彙則蒼黻野於蒼生無不歡悦焉從爾以來
仁政日施矣刑罰發舊澤汙俗咸與斯新則衡門
之士如寬者引領舉踵日夕瞻仰徯其將至於大道
孔子有謂朞月而已可三年有成今將底幾矣而
今既五歳徃之風聽臚言臣中心私有竊惑焉夫
古之善為政者其初不能無謗及底之　相鄭二年

而後謗止孔子之相魯三月而後謗止而今　相君之初
為政也比及三年每發一事出一令朝野靡然莫不
称誉其善矣而去歳以来則発一事出一令都鄙譁然称
誉之者半又謗議之者半斯士民之所以謗誉於　相
君與子產孔子之初終相反者何是臣之所以私竊惑也
而其士民之所以謗誉焉參稽之古訓有當有不當
惜哉　相君之仁愛不徹於士民乃至于今謗誉
紛紜臣竊私深憂之是非憂謗之迭焉賤笑之類　国如臣
寬者學于仲尼之教以志于先王之道則日夕瞻仰徯其
將至於大道矣然而世之謗誉於　相君者如是其紛紜
斯道之所以隆替焉乃如臣者竊斯之憂矣故且所記
於執事之人消門設九言者私酌斟於世之所謗誉
以述其大概不辞罪死伏以聞之於　相君閣下　閣下居

幸見閫色乃後六將欲布之諸侯大夫也若或因斯文
章委曲詳其事以擬乎今世之勢其術襄利害猶可
言者有數件焉然如其數件則可辯之於四方
而不可著之於翰墨者也仰冀執事之人有鄙臣
之愚忠以達之於 相君閣下一望臣於輿馬塵中而
宣之使言則 相君之仁愛至其徹於士民猶將有纖芥
之補臣亮實罪死不辭唯是相君之仁愛不徹於士民
則我聖人之道亦將不行於天下斯亦憂矣故敢負斧
質以謹白之於執事之人伏請采納焉寬政三年
辛亥七月二十二日臣亮誠惶誠恐頓首百拜謹言

夏の秋色

○関の秋風吹御く歳日もあらぬに此に来り侍りぬ
波のひまく色に染むとといへどもぬかめく人も
見るへきものにあらざりし

▲昔の人ははしは寂むくつまらくなく風月の情な
んと示しむものも有りしなれど雑木多く移りし
植する庭ところく其は主しる桃といふものは花なと見
るへきものにあらなとく披様なるしとなしさるく
云々ものを拾ふ本朝の御代といと異成ければとも文の
ことをきて史といふまでもには勝れし今の世の人ならで
風月の情に色を启りく酒飲物食ふのみ事とすと惣
る是昔は武を好て月花をうくらとし今は奢りを
好く月花をよふとも身を色なきは一ツなれども
御なるは仁にならしとも云てまして月花をめづてふ

なくの貴など云ハ是なむめの月にむかひて目と云合
まほしきあたりく我たる詠に古き言句を打吟しく月ハ
古き人ハ我と思ひし家又古き人に見せ申なく月ハ
代々の風流をも云なりめるも李白か古時の月と云
りむ同じかなんのれとてもそのうきむかふ人ぞ若
こゝろあらされハ古き人のよし今書すると言ハ今く
うちくもち文を待らむかきつの人にむかふ支古人
かくハ月にむかひ侍るも君を侍らし又傍のひとハ
今宵此月の光見ましかしくも夜雲の風情
られハしくてとかしつく海のなみのあをも花なとの
枝とてとしけるく打利く酒膳をおもひ之く帰
もあり又ハ糸楽と尽し或ハ鄭聲とかしく花ハ
散るとても月ハ曇るとも志らば襄山の紙に粉

かゞあり又ハ家にあらといさん弁に此中うちよりしく
笛を吹すも此比ひとむかはれく云れ若んなして
讃るんとひざのざくにむきさ咲売ハし座の皆を
くゆめく讃るんとまかし［?］くるし［?］むもあし
かむにさしとれも一ハ月とるもそれにむかふうき
うねとぬつゝ心に深むまじく わかきさハず人の
うきすゝく思ひつゝ吾あき人もこの月とめぐりゆ
しさひ花とや桂かげしとれず証一刀の悲しき
事も我身のこととのこ おもひかすかく中をよるべし
うちむかひ海とすハしして打ちながらし云の目あさき
廷んも年にのいと見んも 誰よ云誰に若んよ
若さらはたく家悲しさの如むかふもあり又若な
ん人も告むむ我もいづ廷此月花にむかひ侍らんと

思ふ程昔なつかしく後の世も悲しくて膝をいだ
きて長嘯したまひては戸を閉て奥へ入すくよもすがら
遠き古への其ことわすれてはとせんすへもなし月や
いかなる花やいかなると忘れねは戸押ひらきなくなく夜
をあかし日を暮し待るもあはれまさ待宵の不と
めぐる月の詠とさへも無くの口をしは有明の月と
しと云ぬとく花にあきぬとし月とかこち散りを
れにつきなき命の歎きあるも世にちにそれもいねびて
うき見たふしと見ても留むふ心はつれとも月の
光花の色いとこしへにかへることとなく哀しとと恨
いかむへともあらしは次されとも眼に背きても
いふぬもそ代々のひろく月花は先そこれをむひと
をきる文なるへし

◆文の数く見傾てよくしたる粉吸て火をつけよせ
これは火は消すいと本意なしなひつつ煙草もなく
灰ふきにあつめてこれは元の火の氷なる二つ三つと
見しらそまするなくうれし

◆神無月は初つゝ端見れはほど虚まくの遊女
しきり猶人ともなくなくなつかしけれともその白雪も
ふかく稼は職業もなくなりしとふ不思議なれは
とかく絢しけれともその後絶く噂らされは
寿なりしき

◆むすび白川の縁へ移りし時年並はあひなれは死し
くしける女もなふきく北川栄井といへる老女とのこ
つれする妻室は魔し人はかしいと偲し北川初の
程白川は永に名はなかしく思ひしきも又静なり

といふはなりひけりと言けれとも月日の經に過し
さもあきてやありけむ江戸へ帰りけるとの云けり節
れは初よは似奴叟よと云しは野川と今は云ふ
叟と云是ふも今くは皆しろ折と野山の方
も見つらしく思ひし今は漢に松風そ吹く白川
の更なりとひひく枕後しぬ

▲下部の女を云ん迚下部男を呼て其の由を云
しらかなるよしを云ひしを云ひぬ女も是の由なり
ゆくもの思ひけれとそのなるよしを云まへく侍りと云ひ
れは男いとうさひなるさまして又云ぬりなる
此國の云葉見えさるらう多て云つゝ何の是なく
出さとふまゝくゆとひはれはかさにふきうつりとき
りたりと物にちなとは何方と云へるまなる見てしむ

とは此國よく云葉のきはつくることありといつろ田家の
童の田舎にて居するはなにかあるそとひしろは福なる
むしとさけうれき

▲連にし此城の東小田川村のはらり七曲りと云る坂に
鬼女なりし云ふかりけむ人せうちつれく見にけりこと
きと云へるもあり見さると云へるもありつるにきと云ふにも
心くりまく語りける所一定ならぬ此国えしてかいはよ
く鬼なる先りとこなく面城の東なれ見とうしろ見をぬいたし
さは此叟は此人もなし能くこそうりしにまと人の語りしはあらし
鬼まくいあらさりけん色ものしとふ我は旅の憐へ
てこゝろくたへる人は家徳にて石ましけれは歎のいかし
まやと思ひけるもありけるらしそのの後楷人詠九にも
折なりけると見れは羚羊なりけりこ夜らはくらき

とかや

◬ はかなりまくは雪の降る紙の中にはあまり袖と会の
たしめより日毎の中に降りきれども風烈しく
く凍りの枝につもれば降晴れは忽ち氷り侍るに
都の春しきに先ず来る春のおもかげともいひつ
へし

◬ 勝庭宣利は田郷より頭成人に年々済めくれの比なる
勅使し侍りぬ交るべき友もなくて世を淋しければ和な
へ物する日とのみ待ちものしけるはあるも春なよ
し奈良の里より作り出せる団扇の背と送
みしに其数よりもはやりとする日数は増りぬるとぞ
悲しきすむかしの母は扇とともに悲しみの宣羽
は書扇とともにこれをきてふかくわすれ侍るといふ

笑ひぬれども遊きてはともあれ父母兄弟なるも
立別れてあまりあれ都の住居わびしきの中なる
もよろつの旅といふは世をき定めの一年を送るは誠に
さもありぬへし

◬ 小浜竜瑞も同しく京へ勅使におもむく年の程若かり
林はいとわれてとのこひしう打しすら成人の節しわ
月日の立も弱日高きる中にあるれども待るは遠き
處する光中にはし比に立りあふも百日余りて暇ハ
いしかむと同気しつは竜瑞ら急て帰りなん
かと水をあまて百日を送るものもあかれいひかわし
しるへきとは云ぬ勅使の昔しては水あを待る程
よいあわれ侍りけりかし

◬ 久しらき道ぬ人にあそは久しくあはまれ常り安全日

こゑとふよりかもなく何となくつましく恥かし
くて筆のあすりのこ見やりく新なとあふこともをし
うらしほとくひつまて良臭とし ぬくふいとせまし

▲さらし布なる事書する書の奥ハ京何町なに何町
何某ら何某と書いと口をし

▲先くてうるしたするもの木苔のあすりぬり残し
うるする人の名のこ書いといやし

▲此国にてハ霜月の初つかた皆門〻へ宍を穿ちくゐ
しめおくこれ間ふにとおもハれけるをきこと問しゐ
是より霜といふハこれ年の暮よ松立ぬ中る本
今ニ至周ニ成せりと云ふ

▲鳥崎といふ山ハいとこゐくしく木立おちすらさりけれ
その毎月のは翔か暑さニ堪かねく彼山へ入しと

おの此労さる人のうへいと寒こし経へける衣周にそ
ありしとみれハ皆く悦ひく坂上る程のあつさハ山
の上のもとに忘れも侍れともさひと〻の衣ニ汗の色りける
と織ニ至を乳りきとしるハ膀をや交るんとハふくお
登るこう〻の方をこそれハ長き坂の前よりにくゐりに
見極れハ皆此のあすりのこしく先生人ニ志さひ
より林藪よりも木立の間坂の行かくるしきニ咲さも堪
かられハ中く頂へハ遠るらへしと思ひしるに先生
のひとたや頂へ来るれとやまく峠しらとこに座せ
ハその眺望ハふくもるく数子里の間ニ此晴く榛
の山そと三へしも蔵塚の中うと元川なと第一
を元しすりも中うこ木き成木もあるかる手ハ立事
んとくその眺望の新ひるく皆く言葉も旨かりわ

○掃除カ

しかや、あつて頂は寒きと聞しまひ足袋は鞋にて
勝也し白衣く吟ふ恥もなけれは其の衣の汗は出る
しく用してむと云ふは暑さ丈てれは袖にあくそし
まとひとよきたれは此北きのするてのをむするる
く常より踏りまする夏しかやうのことは家もなく
紛有なりと云ふ奴

◆むかし男は髪にも油つけすしても世におほくつきまき
風にてもありけるそれより後は髪に油を付く
うるしたるやうに女のうき流文なとなる男は紅粉
おも塗るはとてし衣も吹しけと女をまなりなる丈
こそやはもれて髪にも油もなく吹きれ人わりく
今は髪にもあかう正く付く云んかきかし
てきのふもひれやうるき女に衣もちつくしきさ

まも袖かとても衣を脱きて女といひともあまりて色をとも
捨つると思ふ今にていはく油つけするは此しも
風情なれはとしとてせめて世の人丈にそこに声よ婦まり
くそのなりかしこに成ことくなるも用しまして此
るとやいそん女なき世なれはおもしろき詞あるかしの髪
なるを作らしかのこき人の耦さ浮るはその名も
代くに人あらし世それとも恨捨て女の作へ云とのこ
おはるはまかしけ思ふてかれし

◆丈婦にまる男の衣よき妻もいるくくひわひよき妻
ともしなの菜事ては帰へ丈のうまなをや
わひひ出く中思しく成するいかとなくおとまく袖
なりもむつまし事にあるもの女の気しつるは袖にかる
さいとかふしと今に際うちと為よかし今一云何

まだしらぬ思ふなとなるも小船となり恨をかけるなるべし
あるれどもいとはかなき女の身の先だちて解かれたしよく
男の袂まさへかかりたれどもはしきまでもはかなき
袂なれどもいかにきくこ寝すなりといと浅まし

◆年若きことのくむいと幸なき時いと云まするなくし
年老たる女の締めまとめまくしつるもへのいかの何の
あまりにもまくし若き女の遊びらくに袖にかりして首
さしのし枕に寝なるさらに又なくまくし

◆ほにはいは夜すがらに祈すなるく祈らはしく おもふ
と誰の事となへ鳥の声とて関寺の事ならねし
志はし目を閉るもみるれとも夢に見ゆなるし
祈一夜まかりしと思ふ祈らぬはすむ一夜に死ぬ
あるきまゆとおもひ切くてとく祈ましきものに

り忘れたれば祈らせきあかすにかは給しくかへしや
夢なると見るらむと思ふはいとに捕へまつりしは
枕の中なると思ひはまぬく浮むと心にもあらぬをや
きことなのうきをなるとおもしこれといつかわすれて夢
とはいつのことの思ひて夜もふや度々父母けいは家
涙しれたてうつしをりゆき浮のことなれと思ひは幸あ
るたんふなしきことなるとかうかえて夢もこうつらを論じ
なかなかくせとしなるとていはれは只わか事深くうかえく
公と男しは御ことの重き中からぬといふなれども緩く
重任いかくうかえ御ことのかくも有なるかなすらとう
なる忘くなれとせはいはゆる國守の職を知るべき任もあ
としいふとすれはかくまれなる緩に任くきは論する

◆酒飲みぞとかくしかれされども今の世のうちおほかるらむ

る酒は賓主の礼ともみだれ、拳押へて強の事も
書捜く投献し後は席上に酒こぼれ流しなどする
それわさをもきらひ候へ人は居丈高に成て言葉あら
くいきまきて飲候ものは、とくとく此席を退くべく
呑者もかへすがへす是をきらひ候。人も折返し
る様にまた杖をつきし志の候ことそさまわかり候
れ人の飲候へば問はかかるとも飲まじと云あら
帯たる男二人三人をこみてさちもわ数に飲
出し前亦あるとしぐいはゆる國の酒に安売よろしき
身は志思へ、あまり佩乳の如く見えその中に酒仙とも
いふべきは此盃飲とすべしとあまりにて大さ斗の盃を
出し鯨の水吸ごとくに飲るは見苦くこそ飲抵遊戯
の如すべく切角志からんをもし又短き盃のなし

少しこ寄せいはと浅ましき事なり盃ある斗に交かへ
遊びは文字の舞しよく謡なとし其酒交かはれよく
きとりのひとこもあらわしとふかくしく辞するも愚也
銚子の酒に帰りしをもとつ続く後人にも其まま
酒の体とゆかしめ盃を識に当るかれば先すゞしく
よく銚子の移りしそ飲ほへともふいまとつりちて仮すそ
有にも移る酒粉ひの茎は交かしき又人六人抱つとひ
あひて交りすら賓主もなしあるは倒れ臥しよく病
生と成もあり或は跡を迷て大地に臥するもあり又大
きの毛に干斗を手て投盃の間とも飯くされて
もあり酒のこくよしに遠深く袖引連て飲ませ
主は眉をそて目を開き御打呼く苦しむもあり
四十に余る女の髪も乱して白え紅にもさく流す

口語かるましく若き男のくるいくは遊女と抹ちよ
り指よわつあらぬとなんといふを古いと艶なる遊女房
なとも辨の粧ひく髪すり敬し蒙粧飛き風ありけり
ありきくとのよのあてつきらぬしあり年は若き男初の粧
に終いは有けれ後よいは粧に勢よく白きのさそを引すじいふ
まて終計に重まなるあ事てのさ又は指のすれに撲さへく
水巻如く早うたりにらなると當く謎訊ひいてさるに論
あくまもし壁畫へ喧嘩するに戒は新の風情あり果
は女のいるると一服く酒のさてむやるを少かりて浅ましし
又は二人すいの口の指えのへく仰向かれ聲高に罵て
備顔色かはありて又声の限りうたひく新の生きこゑ
まあり真をまあまししこそ思ふらん戒柏子のあしき声
の忍き姿の物しき打忘れなく立辞ハく不露微

者敬らまえも有口は下戸の侍は悦まするにまゆく白
のとを動しらく折あらは遊さもとまるは内の和をんと
もいひつ一ぐ辨派まるるあれはまこ一とるとひまく
あまりと見きては酒飲粧すきは憎と立ちれはといへと
辨仰らぬもの粧を辨とふそ思しき遊ひさに派に高く
と辨よく後を立見の少く此祝の譜に深こ守さを似揚祢
肴の酒のまひまうかうは此譜にうらるのましといふ
くまいふ辨よく思ふもの折段々く何の思しきとに後の
かくるは事もかきとあの洞流は風情いわのくきらさ面
いと深らしよく後打抱えて是ふ仰まも辨の立るれは是
非を云いたん中りもあし一窮りなれ道理あわといふく魅も
人の心の罷しさは大事の上兵中に言おていきのふさをも
事あらしやいと罷しいとく声ならぬ又なるるもいれの

ことくしきおもひ出てしあへきもて免かく逆ふ盃傾け
うち酒好ミいたる事にさうきと忘るゝとは酒にまよく
色をかし死を招く家をもとし才をとうしなふとあるか
れは慈をかけのとやいゝも酒しきのふ酒のことく人ならん
比死又くことて枕に寄り粥をて酒の匂ひを嗅ふ
まてもなし今も有ともも下戸にや成るもとこれは推なく嫌に
入るそ忍れし其の仍の職仍の位に成され其ゝ後世
く位の重き贅事よりまるなくてしこて去ゝを
古風雅の助者成へきは諸侯の中なるやし農引
あわれ論滞なると酒ゝ好の残を費して酒飲農
に成すことよくいゝなる事にも仰らるも
八縄て不出ハ又なくみくし昼夜の差さ隔なくるハ
意を味むなとふへきれハ習ゆも世にもなしとハ書あ

とよみ画なと書に歌のあつまるとて御引とあるさ
逆かれハ志はしかさきへ移り又花来りとひと花果ハ友
なくつとひ来く闘諍し或いえもいとぬ御すましいと
粮着て又数て不出も悪きは苦るへくまあの後莫の夕
涼しきに端居しく笛尺唱歌とゝへいろや其声を
志るへにと宛来わく己か名よふにおひとうちさし放也
り帰るかれとも煙を濁さ粒ハ粒立てるかへもばな
るにつれに轄うちのもり御帳とその隙を覗く帳にる逆
にに安きいさぬへかえるとみ内外に耳の辺りに
聲しく枕のあたり志を夜そいとかくして志そくまて
焼殺してんと思ひと起あかる枕の残して見れハ人呼
おし焼にとこそとひへハ志ろくおもしく枕ハ新乃
同に照そひく林をけいとあへるきく歌にとあくまた

といやり打よふては打まかしつ後ハくるゝ斗咄しくう
てハ無斗散く織らハし只見とらのうらやましさてはい
多きもそこしとさへなれハ子もなくさむさまさせ尚白いと
なかし玉の枝も詞交なかへ玉傍ならず志のひやかなる害
ならハ是ゟ白き姫ありてこそ國ゟも狗とも多く思出し
おもひなりし秋の末つかた良夜ハ玉のふし出もし夜のかと
いとし若く業傍をすらんすくはさ於かくろらとすり
くさせとし吸とも於のか日をし七つ八つよさまなれハ
九斗すく業をおとなしそ西へ出のかゝ乱登と云
出も同しよくさ成るへなれとも才よあらされハ者
奴糧菊荒よとふくあるへし
▲さゝ得ふきの袖もいつまし雪うち場をハ水ゝさしく
物なまともいまさ咲ならかんの外竜てふ柳も散ら

りと笑ゐいとゝゆかしさの余りれなハあやなとゟ一夜
明く春よ成なれハ寺蔵の柾過きかしよ傍ゟのミ云
ゆかしかり
▲或日隣ハ坊へ尋り汲和尚なと出く物語なあり帝現そ
ありく
紙獲殺活本是有心紙獲殺活本是無心
と書て紙呆し（本ママ）父ハの機後ハワ月なき里の光なり
見ると詠これ文なり兄門定忠等各題を探りく
よこ出すか帝も春月と花との歌を得す
志川りしか哉春ときは古寺の昔の新場よ主庭よ月
咲るれの故もとをしまし山寺人るくれよおもしろさハ
▲糧を渇しりハ庖丁志くけよさせすゞ推くさ初く喰
事なれハ一句ひくよくハ政を打傾り志はし呻ふ给こ

その匂ひいとあしく皆々鼻を覆ひく吐出しける様
尾張弁も同しく嗅しに張錦の名にたかくや有けん
其間をとりよのごとく汁を吸つゝ三度まてくへけるにたれも
静まり味ことはと云へらるなきまぬかれと味はせて汁をも吸
く霞香なのこまりし實は臭なる人をもかたらはれ
りけとく臭しめ狸の肉を焼て其座を周囲れて
出嵐を避けんと云ふ狸を捕ふるはとくく出せてき
よし國中へふれけりければ二三尺計散しく出けり
志はしく頭を傾けく進るありける狸の穴の
儀は席八度ありとふるれは益々して後生ならん
消しとくあやしき穴へ出しまわ聞き御らんは
さみへき狸であらくも行きんとてこれも同じと聞えし
つらいくけんやさ明ほどにと誰くことんまうけぬとく

明ぬれば同じく張くひらかせける狸の足りぬ先有
けれは春蟲ことのほかしくおもやらは近付は元からぬ匂ふ
あへ寸号合人とくもあらくとて狩人へ渡しおきてよとて
又蓋をも取ひぬこの儀はこらへかうもあらくむしあへり
度計なとも羽る縲絏の中にはいりて
▲去年の九月の初甲子の山へ行御奴婢とは暁ぬれば出
しより化又里をまふしく夜は明けりしを取ひらと云へる無
年ある狸の奥は山に鋪きすわ旅めいと述らしく
元の澤辺り本立ちなむと云へる所はこゝもみちのこ生
立く海山へ行とも云へく猿の名あるとも書すりかき
り孫橋といへるは伐取との祝に本彼錦あらへく山の姐
一般渡しすり蜀のくけ橋あると云へるも比越ひなわ
ん其橋渡りてこれは沿き澄のゝしこの最度の名

よめる白玉くだけし柏に紅も実りし文字しきかなし　甲子
の山吹一ともいふへし是なるハ波の音はしき文字とに
平道をゆくハ文字を画かき川ハ都の作とよせしやと思ひ
それとも云のなかにも竟に文くハ龍まう筋斧をまつへし
五彩を施しけれハよそく万代の一ともいふそ及ひ給ふも
白川へ至りよくうしの山ゟきたるハ孔子の門をさし入るから
そとし甲子の山へ登りよく楓葉の色しき哉見られハ
堂に登りて室にいるきたるとし紅葉の紅ハ水の
白砂なりしてかゝる石ハ十歩二十歩に及ひなる
ハ目よりは形ハ其形をなしつゝよく名をあらハ
いしく水よりも山よそひ谷に源を得に横よつき
ぎん云をうつして風雨霜雪花月の移り替り
り文ハめでたかるへ道の字やしき哉いとひかハ文語

深きなかし虎坑に入らんハ虎児を得まじといふは
ひとしきや
一　書ハ永し文ハ少し飽ハ志事かくなすは又さとも能もなし
いるよしき日を治し行ふむらくよらのひとよりも妙詮
しく塵児よといひしよ誰か妙詮とうつものもなく同じ
事よも書ハ永し文ハ短しと誰も志れるとのこといふて
いくひ此あるくは人のあらしまとをふかけ國の人の
上なハと思る文き哭そともふもひ國のみ手を志ハ道路る
文字ハ書のすなわち松ハふ文き云の業を仰し書人
の善を思ひ改の得失ハその職をる有司あかくハ
内官のふ唐きとるあらハそれハよく國恭に入る
中むとふるのと永く志ろ日毎に云ふ出つき申すも
あし妙詮をたけるも宜て

▲林の氏家にあやしきことあり喰店すりこれは小麦
の粉をまとろふしくさけの葉をもて包其後ちの
うちへ投入て其葉の焼たるを朝としく
喰ふいとうましとそ

栢ハ榧ナルベシト

▲ひの京名長寿院の許に栢あり　栢といへるを送りぬ
これは珍らしく麦もてまゐりとも栢なりしてふは名のとるまゝ
ごとくしき名はなくてはじめてひらきみれは実も常
よりいとちいさく割てみれは栢の実はなく白妙の
もろこしあやしき花の咲ることの皆おどろく其名のいはれを
らに書まゐらせのあけひらきみれは祖公の御馬上にまく
つきおほしませしまゝ後いかに実を植枝も茂く
生ひ出しなかく栢の花咲て今は其木の実ツを細く
枝あこと細きものなれしといとはいまいかに常に

栢の実を好き常に祖公にも好むゑひしといふ人あり
けれは藩翰の任をあくるといふくは祖公先のたゆまき
にまさるふことのなりけんをしらむ好むとくひしりとは
いるそいそれと云き今の名を文信といふ祖父も志りし
の枝かく称しあひしより今島我旭峯といふ祖公も
波客なとちもしあひしうすい此事は後にまいり偶中
とせいまれ相く不老を祝侍りぬ

▲卯年飢饉ありけれは麦食をやり祖税を免し除夜の祭
を支たるとありけるを少連名村にて老若とよろこひ歓
ひきとしそひと捧く志を報もむ印を給はし
き由頼み出て備にあかしうちも重く搏女其銘書の志
書あるものこしに其言の葉の抄き中にも四字乃
方言をちりへけれは拝み奉きありぬ

▲遠山猿平といへるは備中の中のこおりの織なり白
猿に似たりければ猿名と云なり或人彼が宿へ行て
遠山は顔の皮剥なりしかくびしく口も血に染なり書
を喚て衆物持来れとはやく持来るとこれは猿が衣
の奥なりしありける鬼のところともいかゞ色しと怪げ
▲生れて眼見（盲）し人の文色を知ることも常の人の如くも
同じことで目見ひし人の文色はいかなる色ぞやおもふ
云くさらへしと問へばされば其はいはれぬときはさわ
りわたる物には様あれ黒きはくらし白きは
白きとおもふは誰も同じことで常の人とかくもいかく
調ふよく文色を云ふことの有るやう申されしこれは申せん進
髪を仰し白沢は進我当とさるはへいふで行
云ふは目見ひし人もいはれし目あたへで見るべし

耳あるれは笑くなると思ひて絶し
▲少し以前に須国にある者に奇読発なる中と謂
へ出て笑はることし能文をとも威儀を張りてあれとも
かるるの任なれぬれはいとやしくむくつけきなる
物なる寅着て笏を持もの仰かの様にして笏を
衣の襟にさしまきこ或は笏を吾にあてて腰を斜
にして腕首をもたることも吉をもつ事と獨の
終病なれあしきとあるまやかて呈らん鼻なくして穴のみ
見ゆるとは其間も恥もしく汗巾ひき出すとき誠に
鼻の額にかからむ目はいたむやあぶむものと思ふ事計
まく後を死へ侮りとて
▲元年三条目といへる村の宗政奇へまうわり堂の後
へ行て見れは石碣多くありもの其中に家吉を

なりもあれ又は倒れするとありけんはまうくわむと思
ふ年に枯葉のさき花なと侍るもあらあすらしまし
るいとやすきとしいふことの難き死のなくらん陰陽空
夜に時のいかなくともしく杖の子ともの心ぬきは様の一
日の草なと世に有とあるもの皆ありく後なきはあらし
と今更なるべくもなしなきことなめりされとも生は
きもの死はあしきものとて何れも死をさけて生はつき
生をぬく死をよくまなものはなられとも比ひは定
婦ときものはなかしはかにとれくは石と好きなく
む人は病にてアまく業御我きの先人くは保護し
とのれも命極りく消成させても知られなれなりけを
海と残して海山の思ひとも数をも孝子と思ふこ
と此下に行きてもありなむ事にさまし立く同穴の契り

と忘れ奴只帰るも有なん女と残しらく活命をとさ
る丈夫もありなん渺済く物まして月に花にと楽し
なるみどりの露と消しもありなん病と勝にし
く閑論に身を失ひけるも有なん只いとくたくた
し年のあしきなるあつくもふるのみちらんたれか哀も
なくて一生を渡しも有べしむまさに病ある里業雲思
べき力もなくあるは鰥寡孤独にして誰家も人なる
きもあわりやむとむいとほしきこき男の道をかするん人は
おぶらしく芝茶ととりしく惜しも有やせん
誠に帰むべきなき丈なんめまよくしく其由へありの人
皆ふて侍るとよくも去ふし日計思ひいそくといふ常
とある人もなくて辛都婆も苔むし木の葉を埋
埋ことく流のことくふる月のやとわもいつくなるらん

人の亡を慶先仰らむ年々の春の草のこゝろなり
生出て鳴てふ鳥もむかしの声も昔の世を忘れ
仰られことゝりの莓を帰りけれバ後ニハ君ふ人なく此比
まハうミことゝくむらんとて後ハにも人をまたのふ
之婦ま成り仰られ後まハ知もの成るへく古き
塚かまうれにくこと聞ふ人の塚とやぬらむ其後ミ年
を経るハ田とやなりなむ耻とやなりまし只生死ハ
途方なく涙を添えまして命をとこて須き
も有まきを初人にまかれ世ニ出やすり成仰ふハ
又新まくハ花もひ仰られしとて寺の新塚の隠
なくまくうらみわ見送りぬ
▲志の等ハ宗家の業歌集の花や納涼
のなりま

此濱ニよせつる波ニ風ニえく松ハありき形も涼しき
思親眼意
今そはちまき収草の出りわくく果ハをミひの時やらん
いつれも歴調の歌とやいひけむ
▲去年より春の初まくなりなりれハ麦などもなきを
枯草の葉の中にある[illegible]すり雅色ニ出る時ハ説神
の社を立て祈しもんニ雨と祈しニ其明の日も雨降
く麦も皆相なりぬいとさまの余りこそひ社の
遥若を心付去年皐月水無月の比雨降く杖の
雨のニ弟ん来るくさひ社へ晴を祈りしけは其日ニ
晴く古年ニ成りぬ
▲古郷より便わ常ニ海便なしと聞ハまり
文をなすニ元も生しと急きつゝ其封を切解もて

いと世話しゆゑくわしきゆゑ安全の二字を見れハ
又と文字とこんとうしてかれこれとの見し物の品送り
こひすわものハ自筆の文の出来やうなりとうれし〳〵六年
安全との書くさせるゆゑもらしハ是非くと安すく十八
半なると有しいと口をし

▲妻呼むかへたるあるの日祝儀とて紀かすかんかの
う花嫁とおもうつましいづまくも初なる心もそれ忘れ候
ひハいと先くして半伸むむ女のひさ包ることひ毎ある
好かする見くるし男の髪のうしろの方をそわる髪の
いまくるしくを由いとわろし

▲文のと図へかすれは妻のうるよわ無之して其上
の紅粉色とるけ好なるよし倒伸り以外さ送り出
と云ふてうるさまくき

▲若き妻のとかくくらしうくけしくらねいとをむると
いふハあしく赤きをなとこくやうしき文かきといえん
斗なるハやわらく墨画の竹ー白檀の匂ひハ宛くあ
るといふハわろし

▲人の身へかりて初花なるとぬきをんな方ならとる先のあ
るしの名残をしてむ祝より帰ら我ニ之られを伝こしつ
ハと悩くいひハいと事なり半日も草なむ夜てハま
こ永くひし文もて嫁きしくいひいハ風なる白紙
あわいと悪らしう紙をそえつ跡とし(そ)くさ梵笑
ゆらんかよくそ海のふ海すゝめなりれとこそなし
草筆もある人も初筆ハ書ニ三をして御らい用
のと笑えすらハいとく悩なし

▲なくとよきまのハ

女の文字 日記に晴天書する くさしの儀 拾き詠に
枕詞讃する ものゝ哀の美 後撰集に為倒する 後室
の化粧 衆の死 盲人の死く目の明する 治卿に
歌に角入する
▲むかしより死ものは
日ぐらしの聲 女の役 いまだとめ 才能職 任
ちり易きもの 文より為き若き女の様やうなる
▲おりく能ものはよしあしきものは
色も香き 人の才能 金持する人 緋なとしの道
女の身はつきものを死する 妾室に親勉する
▲あはれ女するたまれて一生為されし男の君ととりすれ
くらしく終りをするはいと思し されれ女の誠なきを
▲思ひて枕方をかはし偽りふくすかふらしてもとおもふ

後には流されて代室なくし問貴し 君と生ふる浅
ましき人の誠なく偽りをまことくさく衣も偽りとすしと
見ゆも浅ましく 又要き友と見くうつくしきれんとさくとも
為に許り浅ましき 業なとして一生をあやまるぞ甚
まふくしし若き人なとおもはすひくあしき道ある事 相ま
くしは道をしらずん男は人情のことわりなきをしらずしと
いへとまるもいへるとは縁のみにやあらんいといふかし
古の情知りたる人ひと為る誠なき人はいまだ道にのみ
許り理りなき事には理り付くふるとけなくにて
▲多井某は祖母につかへていとまめやかに孝をとくとし
御り政事も彼ろ家にちかきする多井某祖母を抱へ
おすり祖母を嫁しきの奈わに声をとはく浜する事とは
来りし是を謝しまりて もとあまていはんとして

女流はなまめくいまたとかくしく神にやつしありけりかし
ちらりと指さの端唄落きぬいおかられけり
▲茶は世に知りし後ハこゝしの通りハさしハ花捨る所也世を究めたり
▲鳥ハむくつけき音なれと声を忍ばれあれハなかりしの
明ぼのよりこもり松黒き林のうちより夜のとやかなし
く花ひらきとうし星ミえ四斗月浅き夜空のちか比
く梢うちよりく鳴くる文とうし、夜の夕つる日に入る
く涼しき比ハ冷くかくれあるゝ二ツ三ツとひか
くとうしこゝろより横わり庭も跡みるとていかなまに
ひとりとひらふてもまれあるくとうし
▲宮つかへの女聲かそきいかなく子あまたうとし女郎
かこまかさいかなし彦いとこまふまたる男の色ふかきハなか
く愛か月きすれてましき家にすあまたある一ふくる

しき気ハぬるかくるしその人のかりけり能く結衣泥
きものくふところへやむとさきくてくるし或ハ病く
難こくもあきなひ閑と浮すかしことく泥に
買へきわたなきもせちにくるし女の子のくをさりけるか
筆あけりれともをへきいなかくるし
▲ものしわする人の其日ことはなしに云葉の穏く不
くいしきにハあくもあふれ
▲夕立と云ハとみ八公のおもむきのさひり月まし也も
ひかはうさかくひふれの雨まきハ口にやあらとい松に
雲のちかく何なくそられハ銅のおきかでもしくく純く
なる銅の輝きくさ光出ふさい何ともちらた人の
為くれんと也も夕立にあらさ妙なる光りあはいと若
草柄こよと思ひく暁の比団へひつしと月の乳あると

おほやけにまかりつとするにかくて後宴うらなうかな
く声やちゝきなと云あふもんの前れはそいうつ
ちなみとのいとくよりきなとはふゆれとも作りて帰り
きこえめきも後まきれいもとをりまわ紅比めしくりける
をいつちちくまりけらしまりことしい宮源ろ
よむ自ら分らんなとこそとも消息来りし中ける
はる後まり
あ元（天）あきられけるよりのちしききらきよまる（明）
しとく元ぬ

此一帖ハ天明七年秋中ち源定信朝臣姉に入納あり
時分けるあきとく就頼しとし右雅頼道の御許
より給写し侍りまきわねともかくく此んをかうくき

よしやあちおきれかるとも
天明八年八月
右一帖ハ森山平孝盛の真筆写之
孝盛

同年
関の秋風と云る一帖ハ白河侯の著述ましますゆえ拝借
まいらせられしを森山孝盛の腰にとわりくやすく
見侍りぬ返しまいらするにも紙にかき付ける
正恭
みちのくの志のふとのはにいてゝく
きこしいうれしき関の秋風
関の秋風とあるいふ文ハ前山孝盛ぬしの書写されたる
を借写しぬ此文をこゝろしけるのことあまくろふしく
いつしとこ深きことを松風ついてなりぬれゆや吐唾の労
とつかさとかふをあふをの示さる

白川の関の秋風 [illegible]をめぐ
[illegible]みちよりひく[illegible]

関の秋風といふ文てふものハ越中守定信[illegible]
[illegible]白川の[illegible]
[illegible]書なるを水野正信[illegible]書の[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]関の秋風[illegible]
[illegible]

廣國

志と学ぶ[illegible]

志てふ字ハ士の心[illegible]
志[illegible]
[illegible]志[illegible]
山川[illegible]人[illegible]
士ハ[illegible]の上[illegible]志[illegible]
[illegible]生れ[illegible]二つの[illegible]
人と生れ[illegible]
[illegible]士と生[illegible]
[illegible]の御[illegible]
時[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

の法を志しなば諸仏にて誦経を志さるゝは人これよりも猶
らなる父母は人をおもしくは父母の恩をわすれずみ[illegible]
あらぬ世間の人にはおもしろからぬ人生まれ[illegible]
定まりて継ある者志なれば辞生まれ[illegible]
またよろしからぬは辞のうちのものとく[illegible]又
若者のうちのものとくなれば[illegible]名は[illegible]百年の
始めをおけば[illegible]
寿とよみのりも一百年の[illegible]
何を歎くは[illegible]父母を
あらぬを[illegible]孝とは[illegible]一生[illegible]
修しみもあり行ひも一生は[illegible]
子孫万代の[illegible]
古の和[illegible]物人の人を[illegible]

孝道は五常五倫の[illegible]
[illegible]人[illegible]百行[illegible]
[illegible]人の
蔵[illegible]
みれは天[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]志を[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
古の学は[illegible]

義理をよく知るとて、指南にも及ぶと思ふとぞ
為し、二書を学ぶにも捗り、学者の修業にありては
以て義を草木鳥獣の名を識るに役立て、詩経を編ましと
学ぶものゝ中には、詩を主として書を見て只古文をすゝむる
これをもつて後世に伝ふる事は、道の教をもあらんかな
今の人は古の時を学ぶに、学者の士は
きたる人も器を以てすれば、何れも後の教へあるの
かうの後世にも、学びたる人の代の大義
具に唐の伝説文物の事にて、何かなく
あるはこれ、文字を長ずる書籍の事にて所長を
よろしく、経籍を読み、雑文章を好み
学ぶ人をも起し、唐宋の古文を学び
天文算学の事、みな己が学ぶ所とす

日用彝倫の事は、所長といふもあれども、あるは人に
道をしるには、雑人にも学ぶ所あり、所長
学ぶ者の書籍にも、歴史などに修め所を
解するに事は、広くわたりて、人をして先を知らしむ
為し、学に通じ、古を学ぶ事の多くの書籍を
よく読み、今の学も一通りも覚えたる
おのづから解し、文字を学び、是を知る
書籍をも只独り解して、書籍の事に
文に通じて、学ぶ人も経籍を修むる
てらふ者の詩書などは、あるは経籍をも解して
講釈をよくし、何れも学ぶ事の
あるは人の解する事は講釈といふ
あるは、人の学ぶ事の多くの書籍をよく知る

りんき孝弟文ほの一つ[illegible]べし善悪ハ[illegible]

[illegible]ことのハ[illegible]

孝[illegible]志[illegible]我[illegible]父母

[illegible]孝[illegible]ハ[illegible]父母ハ父[illegible]

[illegible]

父母の[illegible]心の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

孝弟行生の[illegible]べき

いろは[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

あらしを[illegible]武将の家[illegible] かゝる風流は
あらし[illegible]野僧の梅[illegible]
[illegible]やま出家の末[illegible]
[illegible]山の[illegible]
[illegible]
[illegible]家[illegible]
ころ[illegible]の[illegible]
[illegible]風流[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]代[illegible]

[illegible]
[illegible]一國の道[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]武将[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

さて又八[illegible]ハ加の[illegible]に及第に詩の科といふて
[illegible]八[illegible] 今わ[illegible]文字[illegible]
たゝ[illegible]人のまゝ[illegible]彼[illegible]ハなく
一時の[illegible]文[illegible]のやうなる てにをは[illegible]いひて
[illegible]如[illegible]如[illegible]
[illegible]人[illegible]八[illegible]
加の[illegible]
[illegible]
[illegible]文字の[illegible]
[illegible]
[illegible]一体[illegible]文の[illegible]

[illegible]の時[illegible]人[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]さて八[illegible]
時[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]の[illegible]一[illegible]
[illegible]の時[illegible]人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の道[illegible]の[illegible]

新□頁□子清臣
汝□年□大□禄山
反河朔□
年□
帝曰朕不識□
卿何如人乃朝
正色剛而有理
天下稱曾公
善正草書筆
力遒婉

[illegible]

孟子盡心上
古之人得志澤
加於民不得志
脩身見於世窮
則獨善其身
達則兼善天

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文政七年甲申[illegible]月[illegible]

天明七未七月朔日於　御城役人中江

[illegible]上[illegible]

[illegible]上[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]上[illegible]

[illegible]

当年之儀ニ而[illegible]家中[illegible]
[illegible]御業[illegible]役人ハ[illegible]
[illegible]勝[illegible] 御為[illegible]
一 直ニ[illegible]
[illegible]一向ニ[illegible] 御[illegible]右
上意之儀[illegible]
[illegible]
御為[illegible]
御[illegible]
[illegible]安政二[illegible]月
[illegible]
七月[illegible]

松平[illegible]
[illegible]御遣[illegible]
[illegible]
一 御遣[illegible]
[illegible]外[illegible]十[illegible]歳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
御[illegible] 御蔵[illegible]別[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]中[illegible] 御蔵[illegible]

[illegible]

御書謹而令拝見候然者[illegible]
[illegible]指[illegible]被[illegible]宜[illegible]御捧
業[illegible]年[illegible]難[illegible]有[illegible]
公用[illegible]致[illegible]後[illegible]候[illegible]様[illegible]
[illegible]御[illegible]御[illegible]年[illegible]
公儀[illegible]当[illegible]
被[illegible]随[illegible]難[illegible]奉[illegible]
当[illegible]候[illegible]御[illegible]成[illegible]
[illegible]御[illegible]勘[illegible]大[illegible]
宗門[illegible]奉[illegible]存[illegible]有[illegible]
[illegible]存[illegible]候[illegible]御[illegible]
中[illegible]候[illegible]御[illegible]文[illegible]
西[illegible]文[illegible]年[illegible]月[illegible]

[illegible]被[illegible]仰[illegible]御[illegible]
被[illegible]仕[illegible]迄[illegible]文[illegible]
[illegible]御[illegible]文[illegible]御[illegible]
[illegible]別[illegible]例[illegible]何[illegible]内[illegible]文
[illegible]年[illegible]候[illegible]
[illegible]候[illegible]別[illegible]
[illegible]書[illegible]上[illegible]
[illegible]御[illegible]候[illegible]
[illegible]存[illegible]年[illegible]場[illegible]
[illegible]役[illegible]候[illegible]
[illegible]何[illegible]雑[illegible]存[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]御[illegible]
中[illegible]盛[illegible]年[illegible]恐[illegible]上[illegible]

百姓之者ニ至迄も急度可申上候御勘定奉行
御代官御預所ニ而も無相違急度相守候
之様ニ可申付候
一 月日
如何様之儀ニても無相違急度相改
相違可申候小荷物伝馬等之儀
御役所

米澤侯嫡女二姫君事就ニ
登らせしめ候節老中御鷹山ゟ
御進し之事

今度出席も有るは我がしく心得違へども女子年
萬事しかしとの事ある議に候志と存候へども王
萬人様にも未だ居ざるらん御者共書類の諸事なる婦人
婦徒の年は難有候かし今度女子様と深く
出りしくいか子も出し今世に候も諸らるゝ
学問しく又我身の危き心の御気になるもあら我が身なるも
あかの用をと又金子で取めて議道のかとるをならず事
しく候ものい
是れ人ハ云ふを我とて父母なれと生き御恩と数へ兼ぬ
とまるしいふ事ぞ深き事なりとて何の程も深く其
いふ父母の恩あり父母の其にいふハ為する言ふ深くも
為ましき様に候ども此様競がハ何とても我がなく寄へ
猶と甘へまことをの万かの一をと心の為にさるる力地

[illegible]親と[illegible]婦の夫
此の間に生[illegible]父母より[illegible]百行の
本百善の先[illegible]孝[illegible]一
[illegible]女ハ他の家に嫁し他の人と父母と
[illegible]他の親族を親族[illegible]夫[illegible]父母の
通例[illegible]嫁[illegible]
[illegible]嫁し[illegible]男姑の[illegible]文の親[illegible]親族
[illegible]親[illegible]
[illegible]男姑[illegible]親族と[illegible]
[illegible]容[illegible]
[illegible]家[illegible]父母[illegible]
[illegible]親族

[illegible]親族[illegible]上[illegible]
[illegible]孝[illegible]
[illegible]幸[illegible]上の文[illegible]孝順[illegible]
[illegible]幸[illegible]
幸福[illegible]孝[illegible]
[illegible]朝夕[illegible]
[illegible]孝順[illegible]
[illegible]格言[illegible]
[illegible]
[illegible]教訓先哲の格言と
[illegible]
[illegible]
[illegible]積[illegible]

至て父子親を致す事 治のまゝあつて八家おさまる
[illegible]父子の[illegible]家とは[illegible]おさまり[illegible]
あらは感通せさるし其仕方候ゆへ[illegible]
此身天地の[illegible]生し出し父母の[illegible]父母[illegible]
父母の生存[illegible]事[illegible]実[illegible]
をしえ大切[illegible]心[illegible]郷[illegible]
ここ夜も敬あらは[illegible]
[illegible]逆[illegible]及[illegible]
[illegible]我其[illegible]
[illegible]あり[illegible]志[illegible]
[illegible]
[illegible]徳[illegible]
[illegible]

男女の別ハ人倫の大節ありて男ハ外を治め女ハ内を治め[illegible]天下を
以て大臣[illegible]天下の[illegible]
[illegible]家の[illegible]一家の[illegible]
甚[illegible]甚[illegible]未[illegible]
[illegible]治[illegible]文[illegible]太[illegible]
妻不利[illegible]
[illegible]文王の[illegible]
[illegible]夫婦[illegible]文王[illegible]太[illegible]
[illegible]甚[illegible]推及[illegible]
孝[illegible]文[illegible]上ハ政治[illegible]
[illegible]政治の本ハ一家[illegible]
身を修[illegible]徳を[illegible]文ハ妻の一天命り天[illegible]

遠く[illegible]及ばず[illegible]是等まで[illegible]存して恭敬を志して皇
門のうちに能く和順し武部臣の徳を頌し[illegible]年始には武勲
を政治を補佐申さくし称[illegible]心あらば祖を尊とし皇子
徳備りて[illegible]主の一國を及ぼす[illegible]
[illegible]處置の理は如何[illegible]修[illegible]必服ならず
郊し若[illegible]鏡[illegible]聖[illegible]天下
御母とおもひ辭退[illegible]吉[illegible]
和漢共に一國[illegible]夫人[illegible]
[illegible]及[illegible]
[illegible]文[illegible]我[illegible]
孝[illegible]人は處置[illegible]良[illegible]
[illegible]德[illegible]職の
古[illegible]

冬嶺斯其の教[illegible]出生[illegible]出世の後は修義
四民[illegible]四民の[illegible]文[illegible]
業[illegible]御[illegible]四民[illegible]
其[illegible]父[illegible]の業を[illegible]
[illegible]古は[illegible]
[illegible]教[illegible]出生[illegible]
大[illegible]
仕[illegible]人の教[illegible]
古[illegible]先生[illegible]子を教[illegible]
格言[illegible]人情[illegible]
[illegible]母の上[illegible]
庭[illegible]母を[illegible]世の[illegible]君子
[illegible]人は母へ必[illegible]母の[illegible]

言つゝ花その思ひ流さるゝ思ひ流すのハ実よ
[illegible]
好女も丈といへるもの如し 其子の[illegible]
[illegible] 眼前の思ひ[illegible]
其教の[illegible]俳諧備の性[illegible]
至[illegible]
[illegible]旅[illegible] 以て[illegible]
[illegible]
其[illegible]の[illegible]
の[illegible]
[illegible]の[illegible]敵[illegible]
[illegible]
[illegible]但[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]

拔粋に書つく識し

先君の右を從ひ[illegible]といふて君が楚國ハいふて寶へ
ときもしと二也　庫府に数許の名器[illegible]あり
其家臣の齊[illegible]寶[illegible]あへ見られ[illegible]
[illegible]家臣　抜粋あり[illegible]家[illegible]大諸
羣列[illegible]伐閑に足し四武の[illegible]思[illegible]
[illegible]義將[illegible]及[illegible]　関[illegible]八[illegible]
或部[illegible]近節[illegible]明ら[illegible]雑[illegible]
自[illegible]敵[illegible]四武[illegible]の[illegible]
中[illegible]文[illegible]見[illegible]故に大郎の
殺[illegible]有[illegible]八[illegible]
とい[illegible]の八時[illegible]伐[illegible]
そく[illegible]人倩

[illegible]正部[illegible]道[illegible]の風儀を[illegible]
[illegible]あ[illegible]殊[illegible]戒[illegible]
[illegible]探[illegible]の風俗[illegible]
を[illegible]養[illegible]の[illegible]常[illegible]和書
[illegible]性質を會[illegible]人[illegible]
[illegible]及婦[illegible]学問[illegible]
[illegible]道を知[illegible]和書假字書[illegible]
[illegible]教誡を書記を[illegible]の[illegible]
人[illegible]推[illegible]首を[illegible]戒[illegible]和[illegible]
と號[illegible]八[illegible]の[illegible]
[illegible]泰[illegible]自[illegible]
[illegible]大[illegible]性[illegible]
[illegible]身八[illegible]職[illegible]孫[illegible]

此等の儀ハ必无益なりとおもふへからす修業の事
是にも娘婦の業子武の父母といへとも武勤の八学武
をも学ひ数ヶ所の学文八学武を学ひて世に出て其外
学武文の才にて父として母として業をなし以て修文
外にあり修学もされハ天子の為世の為今日の学問
雅を知るとも都人の男女の[illegible]の心得らる文学の典
ありし世の学問も家風とをもて移るとも知れハ
その風俗格式も両輩に此方の事ハ学業をなし別
学問の業を文人に立て其先祖の学業の家風失
なきやうに其家の風を遠く伝へて世の事を
立て人に傳ふ迄両親の孝道をなさせ仰ぐ両親の
名を家と武家に伝へ[illegible]閨貞節の道を積て
是婦[illegible]冬[illegible]斯の様に学問を家国の質文

人の御にもあへりと是を遠く存して千秋を続し
且婦道をも立て祖父の名まで伝へ候て後の世迄
用ひ[illegible]前に有見へ[illegible]
嗚呼婦道[illegible]出て
起して[illegible]の家の鏡[illegible]
の[illegible]
書とて[illegible]
わか[illegible]

中山子容好覽古今賢君良臣嘉言
善行採録多一日持此卷來示余曰米澤
老侯鷹山君好學恭儉之德音與子孔
所聞知頃得此篇則其所創論方孫者
誠足以範世矣余既卒業感泣喟嘆
者久之曰嗟夫思得使今世主公大夫之妃嬪媵
嬙皆聞若風而興起乎哉遂題而返之
文化乙亥十月也

雄屋鈴木娘